

令和元年 1 1 月 1 日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

川崎駅西口大宮町景観計画特定地区の 景観形成方針・基準の改定（案）について

<添付資料>

- 資料 1 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区の景観形成方針・基準の改定概要
- 資料 2 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区の景観形成方針・基準の改定（案）に対する意見の募集について
- 資料 3 今後の予定
- 参考資料 1 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区景観形成方針・基準 新旧対照表（案）
- 参考資料 2 対象となる屋外広告物と写真イメージ

まちづくり局

川崎駅西口大宮町景観計画特定地区の景観形成方針・基準の改定概要

《景観計画特定地区》

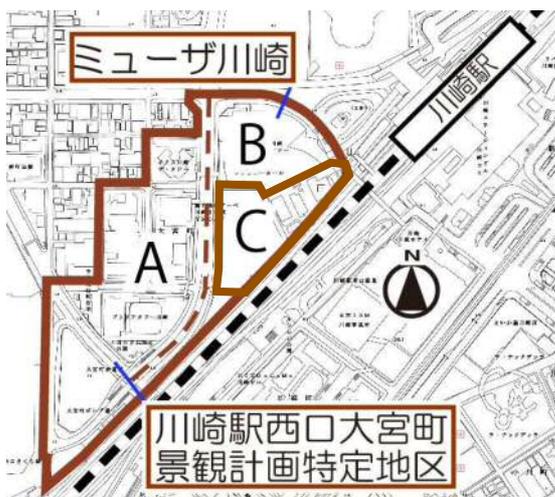
本市では平成20年に景観法に基づく景観計画を施行し、本市の景観をさらに美しく魅力あるものとするため、また、身近な街なみの景観をまもり・育て次世代へと継承していくために、市全域を景観計画区域として定めております。その中で、地域の景観の形成を先導していくべき重要な地区などを「景観計画特定地区」として位置付け、より積極的な景観の形成を図っています。「景観計画特定地区」では、景観形成方針として都市景観の形成に関する基本目標と方針を定めるとともに、景観形成基準として、定性的な内容の景観形成方針に応じた、建築行為等の際に守るべき具体的なルールを定めています。

- 川崎駅周辺、川崎駅西口大宮町、鹿島田駅西部、新川崎、武蔵小杉周辺、新百合丘駅周辺（計6地区）

《川崎駅西口大宮町景観計画特定地区の経緯》

- 平成12年 1月 都市景観条例に基づく「川崎駅西口大宮町都市景観形成地区」指定
- 平成19年12月 景観法に基づく「川崎市景観計画」告示
川崎駅西口大宮町景観計画特定地区指定 告示
(川崎駅西口大宮町都市景観形成地区から移行)
- 平成20年 7月 景観法に基づく「川崎市景観計画」施行
- 平成20年 7月 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区 景観形成方針・基準 施行

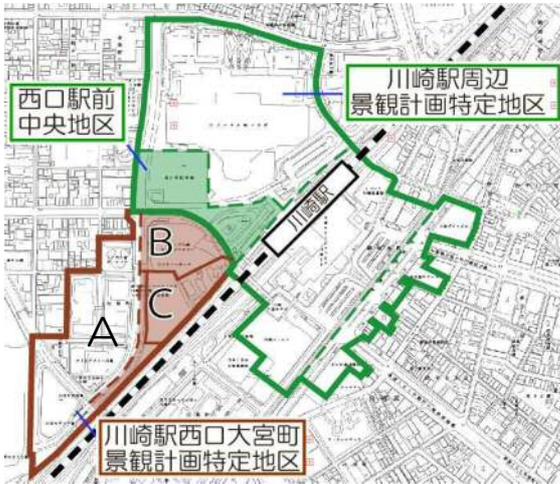
《変更理由》



- A地区：住居系、先行整備エリア
- B地区：業務・商業系、先行整備エリア
- C地区：業務・商業系、後発整備エリア

川崎駅西口大宮町景観計画特定地区では、段階的に整備が行われているため、景観形成基準においても弾力的な運用が求められていました。景観形成基準策定時に事業内容が未定であったC地区については後発整備エリアとし、建築物や屋外広告物などに関わる景観形成基準については、事業が具体化した時点で検討を行うこととし、その際、先行整備エリアとの連続性と調和に配慮することとしております。このたび、民間開発事業の進捗が図られたことから、本市の広域拠点にふさわしい都市景観の形成を確実に誘導するため、景観形成基準の変更を行うものです。

《変更における基本的な考え方》



- A 地区：住居系、先行整備エリア
- B 地区：業務・商業系、先行整備エリア
- C 地区：業務・商業系、後発整備エリア

建築物又は工作物の形態意匠の制限については、先行整備エリアとの連続性と調和に配慮することから、B 地区の制限を C 地区にも定めることといたしました。

屋外広告物等の制限については、平成 23 年に指定した川崎駅周辺景観計画特定地区と隣接しており、まちとしての一体感と各建築物の個性がバランスよく保たれた都市景観を誘導する必要があることから、西口駅前中央地区の屋外広告物等の制限を C 地区にも定めることとし、B 地区についても、連続性を考慮して C 地区と同様の制限とするべく、見直しをしております。

《景観形成方針について（新旧）》

景観形成方針

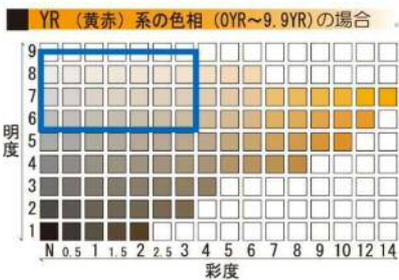
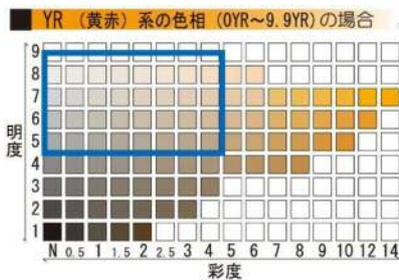
	A 地区	B 地区	C 地区
旧	1. 都市景観の形成に関する基本目標 ・豊かな文化に育まれた地区にふさわしい「落ちつきと知性」が感じられる街なみづくり 2. 都市景観の形成に関する方針 ・スケールの大きな街区構成の中に、ひだや影を感じさせるヒューマンスケールの街なみを形成する。		
新	変更なし		

《景観形成基準（建築物又は工作物の形態意匠の行為の制限）について（新旧）》

1. 建築物等のデザイン

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	基壇部（地上から高さ15メートル以下の部分。以下同じ。）は旧レンガ倉庫のイメージを踏襲したデザインとし、ひだ、回廊などを用いて奥行きを感じられる多様な表情をつくる。	等	—
新	基壇部は旧レンガ倉庫のイメージを踏襲したデザインとし、ひだ、回廊などを用いて奥行きを感じられる多様な表情をつくる。	等	等

2. 色彩に関する制限

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	建築物中高層部の基調色は、マンセル値で色相 R から Y、明度 6 から 8.5、彩度 3 以下とする。 等	建築物中高層部の基調色は、マンセル値で色相 R から Y、明度 5 から 8.5、彩度 4 以下とする。 等	川崎市景観計画第4章に定める市域全域における行為の制限と同様とする。
	アクセント的に用いられる色彩や、石材などの自然素材、及びガラス、金属などの単色で表せない質感のあるものについては、定めたマンセル値によらずに判断するものとする。		
新	<p>同上</p>  <p>YR（黄赤）系の色相（0YR～9.9YR）の場合</p>	<p>建築物中高層部の基調色は、マンセル値で色相 R から Y、明度 5 から 8.5、彩度 4 以下とする。</p>  <p>YR（黄赤）系の色相（0YR～9.9YR）の場合</p> <p>等</p>	
	街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。		

3. 広場のデザイン

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	遊具などは、街なみと調和した色彩、素材などに配慮したデザインとする。		—
		等	
新	遊具などは、街なみと調和した色彩、素材などに配慮したデザインとする。		等

4. ブリッジのデザイン

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	エレベーターシャフトや階段はシンボル性の高いデザインとする。		
			等
新	変更なし		

5. 通りのデザイン

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	歩道部舗装は、洗練されたシンプルなイメージを表現するパターンとし、自然の色や素材感のある材料とする。		
			等
新	変更なし		

6. あかりのデザイン

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	屋外空間では、色温度の低いやわらかい光を基調とする。		—
		等	
新	屋外空間では、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とする。		等

7. みどりのデザイン

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	人工地盤などの構造物の印象を和らげる緑を活用する。		—
		等	
新	人工地盤などの構造物の印象を和らげる緑を活用する。		等

《景観形成基準（屋外広告物等に関する行為の制限）について（新旧）》

1. 共通

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	できる限り基壇部に集約して設置する。 建築物のフレームを活かした配置とする。	—	—
新	できる限り基壇部に集約して設置する。 建築物のフレームを活かした配置とする。	—	—
	—	広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。 広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。	—

2. 照明

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	—	—	—
新	—	ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。	—

3. 色彩・文字のデザイン

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	—	—	—
新	—	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。	—

4. 色彩のデザイン

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	—	—	—
新	—	広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。	—

5. 文字のデザイン

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	—		
新	—	広告物の文字面積は40パーセント以下とする。 等	

6. 屋上広告物

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	原則として屋上広告物を設置してはならない。 等		—
新	原則として屋上広告物を設置してはならない。 等		

7. 壁面看板・壁面広告幕

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	高層部（地上から高さ45メートルを超える部分。以下同じ。）は、ビル名称に限り設置することができる。 建築物と調和したデザインとし、できる限り切文字式とする。 等		—
新	高層部は、ビル名称等に限り設置することができる。 建築物と調和したデザインとし、できる限り切文字式とする。 等		
	—	壁面看板は、基壇部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。 等	

8. 枠付懸垂幕等

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	—		
新	—	設置しないものとする。	

9. 置看板、立看板及び広告幕

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	可動式広告物は設置数を1か所とし、高さ1.35メートル、幅及び奥行き0.6メートル以内とする。 のぼり、立て看板は原則として禁止する。ただし、周辺環境に配慮し、敷地内に設置するもので、入居募集、又は6箇月以内のものは除く。		—
新	置看板は設置数を1か所とし、高さ1.35メートル、幅及び奥行き0.6メートル以内とする。 立看板、広告旗は原則として禁止する。ただし、周辺環境に配慮し、敷地内に設置するもので、入居募集、又は6箇月以内のものは除く。		

10. 袖看板

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	高層部に設置してはならない。 突出幅1.5メートル以下とし、箱型内照式の場合は1.2メートル以下とする。 等		—
新	地上又はデッキに接する部分以外の位置には設置しないものとする。 突出幅1.5メートル以下とし、箱型内照式の場合は1.2メートル以下とする。 等		

11. 窓面広告物・窓裏広告物

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	高層部に設置してはならない。 窓面に店舗名称及び会社名称などを表示する場合は、設置当該窓面積の2分の1以下とする。 等		—
新	高層部に設置してはならない。 窓面に店舗名称及び会社名称などを表示する場合は、設置当該窓面積の2分の1以下とする。 等		
	—	窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。 等	

12. 日除けテント

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	文字を入れる場合は文字高を0.2メートル以下とし、テント下端に記入するものとする。		—
新	文字を入れる場合は文字高を0.2メートル以下とし、テント下端に記入するものとする。		

13. 広告塔・広告板

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	高さ3メートルを超えて地上に設置する場合は、幅1メートル以下とする。 等		—
新	高さ3メートルを超えて地上に設置する場合は、幅1メートル以下とする。 等		

14. 電柱等利用広告物

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	電柱その他の柱類を利用する添加看板及び巻付け看板は、設置しないものとする。 等		—
新	電柱その他の柱類を利用する添加看板及び巻付け看板は、設置しないものとする。 等		

15. その他の広告物

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	懸垂幕や大型印刷物などを設置する場合は中層部以下とし、建築壁面とのバランスに配慮したフレームを設置する。 フラッグなどは照明柱などと併せて積極的に設置し、まちの賑わいを演出する。 等		—
新	懸垂幕や大型印刷物などを設置する場合は中層部以下とし、建築壁面とのバランスに配慮したフレームを設置する。 バナーフラッグなどは照明柱などと併せて積極的に設置し、まちの賑わいを演出する。 等		
	—	画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は15平方メートル以下とする。 等	

16. 適用除外

	A 地区	B 地区	C 地区
旧	—		
新	景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ・ B地区において、令和2年4月1日の時点で基準を超えており、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行うもので、旧景観形成基準に適合する場合 等		

川崎駅西口大宮町景観計画特定地区の 景観形成方針・基準の改定（案）に対する意見の募集について

■ 目的

川崎駅西口大宮町景観計画特定地区の景観形成方針・基準の改定をします。それにあたり、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様の意見を募集します。

■ 意見募集期間

令和元年11月5日(火)から令和元年12月5日(木)まで

※郵送の場合は当日消印有効

■ 案の閲覧場所

- 1 川崎市役所まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当
 - 2 各区役所、幸図書館（日吉分館含む）、幸市民館、日吉出張所の閲覧コーナー
- ※ホームページでも内容をご覧いただけます。

■ 意見書の提出方法

御意見、住所、氏名、電話番号を記入し、下記の方法により「まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当」に提出してください。※意見を提出する様式は自由ですが、「意見書」も御活用いただけます。

- (1) 郵 送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当 あて
- (2) 持 参 川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル5階）
- (3) F A X 044-200-3969
- (4) メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※留意事項

- 1 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的に利用せず、適正に管理します。
- 2 お寄せいただいた御意見は、令和2年1月頃に、住所、氏名等の個人情報を除き、内容を整理又は要約した上で、御意見に対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表する予定です。
- 3 電話での受付及び個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- 4 意見を提出できる方の範囲は、市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方とさせていただきます（個人、団体を問いません）。

■ お問い合わせ

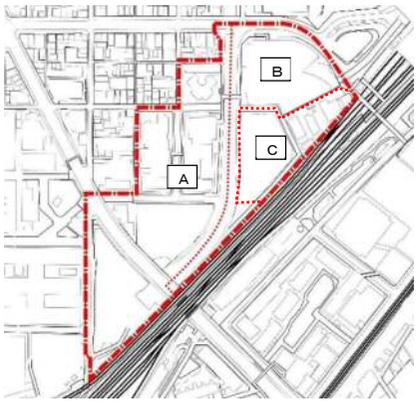
川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・地区まちづくり支援担当

電話 044-200-3022

今後の予定

令和2年2月～3月頃	屋外広告物審議会への諮問・答申 都市景観審議会への諮問・答申 都市計画審議会への諮問・答申 川崎駅大宮町景観計画特定地区の改定に関わる 景観計画（景観形成方針・基準）の告示
令和2年6月頃	川崎駅大宮町景観計画特定地区 景観形成方針・基準の施行

1 川崎駅西口大宮町地区

景観計画特定地区の区域					
	<p>1 都市景観の形成に関する基本目標</p> <p>(1) 豊かな文化に育まれた地区にふさわしい「落ちつきと知性」が感じられる街なみづくり</p> <p>(2) 川崎駅西口の表玄関にふさわしい「風格と象徴性」が感じられる街なみづくり</p> <p>(3) 年月とともに成熟する地区にふさわしい「暖かさと深み」が感じられる街なみづくり</p> <p>2 都市景観の形成に関する方針</p> <p>(1) 人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発する広場空間を形成する。</p> <p>(2) スケールの大きな街区構成の中に、ひだや影を感じさせるヒューマンスケールの街なみを形成する。</p> <p>(3) 段階的な整備に対応し、居住空間と業務・商業空間が呼応しながら、共に成熟する街なみを形成する。</p>				
景観形成方針	<p>1 都市景観の形成に関する基本目標</p> <p>(1) 豊かな文化に育まれた地区にふさわしい「落ちつきと知性」が感じられる街なみづくり</p> <p>(2) 川崎駅西口の表玄関にふさわしい「風格と象徴性」が感じられる街なみづくり</p> <p>(3) 年月とともに成熟する地区にふさわしい「暖かさと深み」が感じられる街なみづくり</p> <p>2 都市景観の形成に関する方針</p> <p>(1) 人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発する広場空間を形成する。</p> <p>(2) スケールの大きな街区構成の中に、ひだや影を感じさせるヒューマンスケールの街なみを形成する。</p> <p>(3) 段階的な整備に対応し、居住空間と業務・商業空間が呼応しながら、共に成熟する街なみを形成する。</p>				
景観形成基準	行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限)	区分	A	B	C
	建築物等のデザイン		(1) 基壇部 は旧レンガ倉庫のイメージを踏襲したデザインとし、ひだ、回廊などを用いて奥行きが感じられる多様な表情をつくる。		
	色彩に関する制限		(2) 中高層部 の壁面は、単調なイメージにならないように、フレームなどで変化をつける。		
			(3) 高層建築物は、基壇部と中高層部のデザインを切り替えるなど、圧迫感を軽減するように配慮し、単調なデザインにならないようにする。		
			(4) 建築物の付帯施設や設備は建築物と一体的にデザインするか、又は、緑化などで修景する。		
			(5) 日除けテントを設置する場合は、窓面全面を覆ってはならない。		
			(6) 基壇部地上レベル に設置する日除けテントの色彩は、原則としてマンセル値で明度4以下とする。		
			(1) 建築物中高層部の基調色は、マンセル値で色相RからY、明度5から8.5、彩度4以下とする。		
			(2) 建築物基壇部の基調色は、マンセル値で色相RからYR、明度3.5から6.5、彩度5以下とする。		

1 川崎駅西口大宮町地区

景観計画特定地区の区域					
	<p>1 都市景観の形成に関する基本目標</p> <p>(1) 豊かな文化に育まれた地区にふさわしい「落ちつきと知性」が感じられる街なみづくり</p> <p>(2) 川崎駅西口の表玄関にふさわしい「風格と象徴性」が感じられる街なみづくり</p> <p>(3) 年月とともに成熟する地区にふさわしい「暖かさと深み」が感じられる街なみづくり</p> <p>2 都市景観の形成に関する方針</p> <p>(1) 人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発する広場空間を形成する。</p> <p>(2) スケールの大きな街区構成の中に、ひだや影を感じさせるヒューマンスケールの街なみを形成する。</p> <p>(3) 段階的な整備に対応し、居住空間と業務・商業空間が呼応しながら、共に成熟する街なみを形成する。</p>				
景観形成方針	<p>1 都市景観の形成に関する基本目標</p> <p>(1) 豊かな文化に育まれた地区にふさわしい「落ちつきと知性」が感じられる街なみづくり</p> <p>(2) 川崎駅西口の表玄関にふさわしい「風格と象徴性」が感じられる街なみづくり</p> <p>(3) 年月とともに成熟する地区にふさわしい「暖かさと深み」が感じられる街なみづくり</p> <p>2 都市景観の形成に関する方針</p> <p>(1) 人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発する広場空間を形成する。</p> <p>(2) スケールの大きな街区構成の中に、ひだや影を感じさせるヒューマンスケールの街なみを形成する。</p> <p>(3) 段階的な整備に対応し、居住空間と業務・商業空間が呼応しながら、共に成熟する街なみを形成する。</p>				
景観形成基準	行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限)	区分	A	B	C
	建築物等のデザイン		(1) 基壇部 (地上から高さ1.5メートル以下の部分。以下同じ。)は旧レンガ倉庫のイメージを踏襲したデザインとし、ひだ、回廊などを用いて奥行きが感じられる多様な表情をつくる。		
	色彩に関する制限		(2) 中高層部 (地上から高さ1.5メートルを超える部分。以下同じ。)の壁面は、単調なイメージにならないように、フレームなどで変化をつける。		
			(3) 高層建築物は、基壇部と中高層部のデザインを切り替えるなど、圧迫感を軽減するように配慮し、単調なデザインにならないようにする。		
			(4) 建築物の付帯施設や設備は建築物と一体的にデザインするか、又は、緑化などで修景する。		
			(5) 日除けテントを設置する場合は、窓面全面を覆ってはならない。		
			(6) 基壇部地上レベル (地上から高さ6メートル以下の部分。以下同じ。)に設置する日除けテントの色彩は、原則としてマンセル値で明度4以下とする。		
			(1) 建築物中高層部の基調色は、マンセル値で色相RからY、明度6から8.5、彩度3以下とする。		
			(2) 建築物基壇部の基調色は、マンセル値で色相RからYR、明度3.5から6.5、彩度5以下とする。		
			(1) 建築物中高層部の基調色は、マンセル値で色相RからY、明度5から8.5、彩度4以下とする。		
			(2) 建築物基壇部の基調色は、マンセル値で色相RからYR、明度3.5から6.5、彩度5以下とする。		

		色は、マンセル値で色相RからY R、明度3.5から6.5、彩度5以下とする。	
		(3) 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。	
	広場のデザイン	(1) ベンチなどのストリートファニチュアは建築物やデッキと一体的なデザインとする。 (2) 建築物の附属施設や設備類は建築物と一体的にデザインするか、又は緑化などで修景する。 (3) デッキの舗装は歩きやすいものとし、歩行者動線の節目となる部分には、歩行者が憩える場を設ける。 (4) ストリートファニチュアなどの景観要素の配置やデザインによりアート性の感じられる景観をつくる。 (5) 遊具などは、街なみと調和した色彩、素材などに配慮したデザインとする。	
	ブリッジのデザイン	(1) エレベーターシャフトや階段はシンボル性の高いデザインとする。 (2) 住居系のエリアと業務・商業系のエリアを結ぶブリッジは、シンプルで洗練されたデザインとする。 (3) 同一エリア内の街区を結ぶブリッジは、デッキと一体的なデザインとする。 (4) ブリッジの舗装は歩きやすいものとし、異なる素材やパターンがぶつかる場合には、境界のデザインに配慮する。	
	通りのデザイン	(1) 歩道部舗装は、洗練されたシンプルなイメージを表現するパターンとし、自然の色や素材感のある材料とする。 (2) 異なる舗装材がぶつかる部分では、境界のデザインに配慮する。 (3) 歩車道境界部は、開放感のあるデザインとする。 (4) ベンチ、車止めなどのストリートファニチュアは道路空間と調和したデザインとする。 (5) ストリートファニチュアやポール類の色彩は、原則としてダークグレー色を基調とする。 (6) 敷地内空地と歩道部の舗装は一体的なデザインとし、マンホール蓋、みぞ蓋などは周辺の舗装と調和したデザインとする。	
	あかりのデザイン	(1) 屋外空間では、 演色性が高く、かつ、暖かみのある光源 を基調とする。 (2) 光源の位置や配光は、周辺街区への光害に配慮する。 (3) 地区のシンボル施設や歩行者の主動線を顕在化させるあかりの計画を行う。 (4) 原則として過度に点滅する照明は使用しない。	
	みどりのデザイン	(1) 人工地盤などの構造物の印象を和らげる緑を活用する。 (2) 広場などでは四季の変化を取り入れ、人々の活動の場を形成する。 (3) 基壇部では、見下ろされる視点に配慮した緑の配置を行う。 (4) 管理者は、植栽に対し、維持、管理に努める。	

		アクセント的に用いられる色彩や、石材などの自然素材、及びガラス、金属などの単色で表せない質感のあるものについては、定めたマンセル値によらずに判断するものとする。	
	広場のデザイン	(1) ベンチなどのストリートファニチュアは建築物やデッキと一体的なデザインとする。 (2) 建築物の附属施設や設備類は建築物と一体的にデザインするか、又は緑化などで修景する。 (3) デッキの舗装は歩きやすいものとし、歩行者動線の節目となる部分には、歩行者が憩える場を設ける。 (4) ストリートファニチュアなどの景観要素の配置やデザインによりアート性の感じられる景観をつくる。 (5) 遊具などは、街なみと調和した色彩、素材などに配慮したデザインとする。	二
	ブリッジのデザイン	(1) エレベーターシャフトや階段はシンボル性の高いデザインとする。 (2) 住居系のエリアと業務・商業系のエリアを結ぶブリッジは、シンプルで洗練されたデザインとする。 (3) 同一エリア内の街区を結ぶブリッジは、デッキと一体的なデザインとする。 (4) ブリッジの舗装は歩きやすいものとし、異なる素材やパターンがぶつかる場合には、境界のデザインに配慮する。	
	通りのデザイン	(1) 歩道部舗装は、洗練されたシンプルなイメージを表現するパターンとし、自然の色や素材感のある材料とする。 (2) 異なる舗装材がぶつかる部分では、境界のデザインに配慮する。 (3) 歩車道境界部は、開放感のあるデザインとする。 (4) ベンチ、車止めなどのストリートファニチュアは道路空間と調和したデザインとする。 (5) ストリートファニチュアやポール類の色彩は、原則としてダークグレー色を基調とする。 (6) 敷地内空地と歩道部の舗装は一体的なデザインとし、マンホール蓋、みぞ蓋などは周辺の舗装と調和したデザインとする。	
	あかりのデザイン	(1) 屋外空間では、 色温度の低いやわらかい光 を基調とする。 (2) 光源の位置や配光は、周辺街区への光害に配慮する。 (3) 地区のシンボル施設や歩行者の主動線を顕在化させるあかりの計画を行う。 (4) 原則として過度に点滅する照明は使用しない。	二
	みどりのデザイン	(1) 人工地盤などの構造物の印象を和らげる緑を活用する。 (2) 広場などでは四季の変化を取り入れ、人々の活動の場を形成する。 (3) 基壇部では、見下ろされる視点に配慮した緑の配置を行う。 (4) 管理者は、植栽に対し、維持、管理に努める。	二

				<p>(2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるものとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。</p> <p>ア 色相ORから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.4以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相OYRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度1.4以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相OYから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1.4以下</p> <p>エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下</p> <p>オ 色相OGYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下</p> <p>カ 色相OGから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.0以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相ORPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.2以下、又は明度7以下かつ彩度8以下</p> <p>(3) 第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の1.5パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の1.5パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の1.5パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。</p>
	文字			<p>(1) 広告物の文字面積は4.0パーセント以下とするものとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を2.0パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の1.0分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を5.0パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を6.0パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</p> <p>(5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</p>

	屋上広告物	原則として屋上広告物を設置してはならない。ただし、基壇部デッキ上において、建築物と一体的なデザインとした場合などは、緩和することができる。	
	壁面看板・壁面広告幕	<p>(1) 高層部は、ビル名称等に限り設置することができる。</p> <p>(2) 建築物と調和したデザインとし、できる限り切文字式とする。</p> <p>(3) 壁面線より0.4メートル以上突出してはならない。</p> <p>(4) 基壇部地上レベルにおいて壁面線より0.1メートル以上突出する場合は、地上から3.5メートル以下に設置し、大きさは縦1.5メートル以下とする。なお、この場合においても帯状の広告物については縦0.9メートル以下とする。</p> <p><u>(5) 壁面看板は、基壇部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、当該建築物の主たる壁面の頂部から1.5メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から1.5メートルの範囲の面積の1.5パーセント以下とした場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(6) 前号において、中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。</u></p> <p><u>(7) 壁面広告幕は、基壇部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。</u></p> <p><u>(8) 基壇部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の基壇部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(9) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ4メートル以下、横の長さ4メートル以下（縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から1.5メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。</u></p> <p><u>(10) 地上又はデッキに接する部分の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。</u></p>	二
	枠付懸垂幕等		二
	置看板、立看板及び広告旗	<p><u>(1) 置看板は設置数を1か所とし、高さ1.35メートル、幅及び奥行き0.6メートル以内とする。</u></p> <p><u>(2) 立看板、広告旗は原則として禁止する。ただし、周辺環境に配慮し、敷地内に設置するもので、入居募集、又は6箇月以内のものは除く。</u></p>	

	屋上広告物	原則として屋上広告物を設置してはならない。ただし、基壇部デッキ上において、建築物と一体的なデザインとした場合などは、緩和することができる。	二
	壁面広告物	<p>(1) 高層部（<u>地上から高さ4.5メートルを超える部分、以下同じ。</u>）は、ビル名称に限り設置することができる。</p> <p>(2) 建築物と調和したデザインとし、できる限り切文字式とする。</p> <p>(3) 壁面線より0.4メートル以上突出してはならない。</p> <p>(4) 基壇部地上レベルにおいて壁面線より0.1メートル以上突出する場合は、地上から3.5メートル以下に設置し、大きさは縦1.5メートル以下とする。なお、この場合においても帯状の広告物については縦0.9メートル以下とする。</p>	二

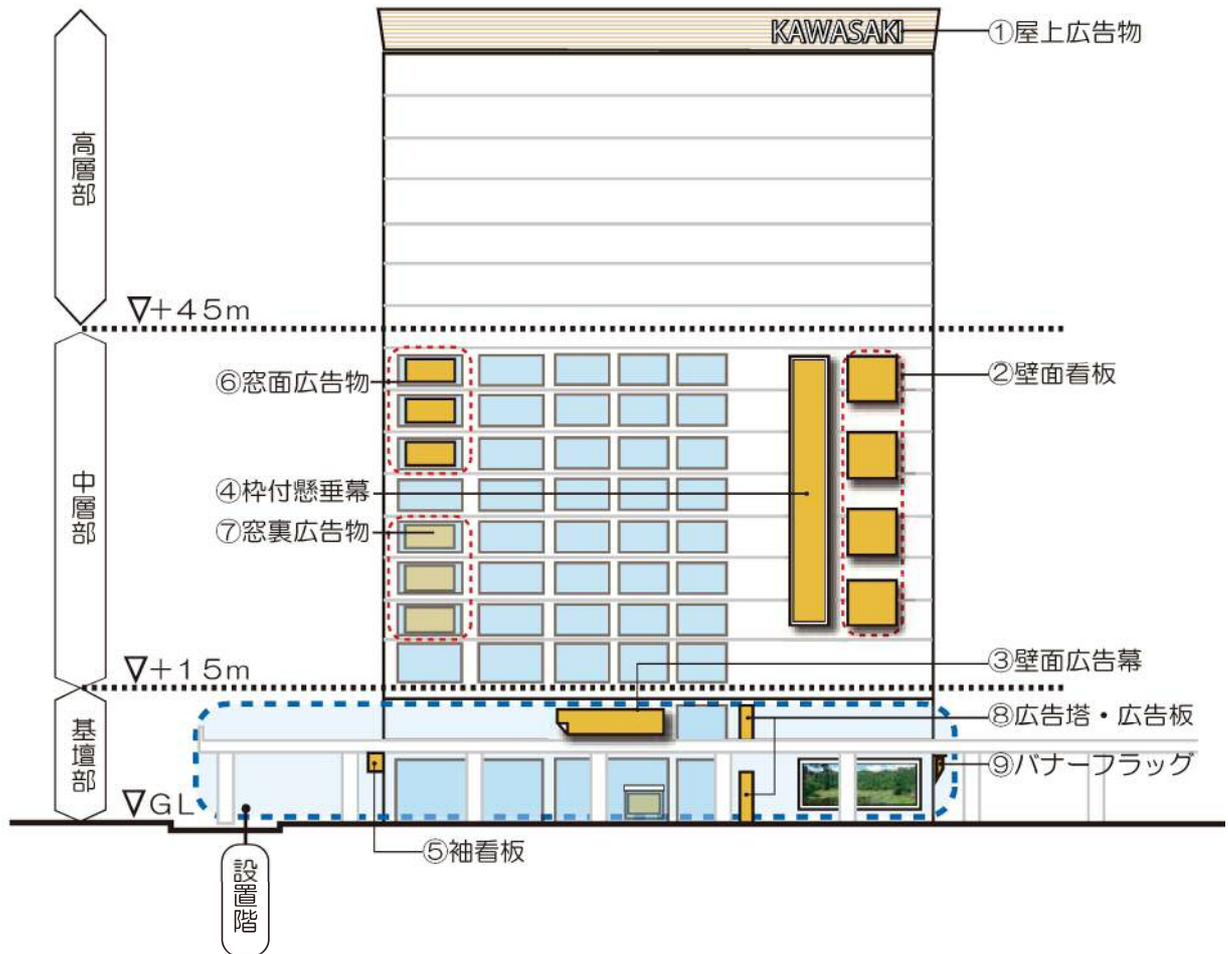
袖看板	<p>(1) 地上又はデッキに接する部分以外の位置には設置しないものとする。</p> <p>(2) 突出幅1.5メートル以下とし、箱型内照式の場合は1.2メートル以下とする。</p> <p>(3) 箱型内照式の下端高さは地上から3.5メートル以上とし、基壇部デッキ上においては、デッキレベルから2.5メートル以上とする。</p> <p>(4) 箱型内照式の表示面の地色は、原則としてマンセル値で明度4以下とする。</p>	
窓面広告物・窓裏広告物	<p>(1) 高層部に設置してはならない。</p> <p>(2) 窓面に店舗名称及び会社名称などを表示する場合は、設置当該窓面積の2分の1以下とする。ただし、切り文字式とした場合や掲示板、ショーケースなどで表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。</p> <p>(4) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の10パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に10パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合又は窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。</p> <p>(5) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>	二
日除けテント	文字を入れる場合は文字高を0.2メートル以下とし、テント下端に記入するものとする。	
広告塔・広告板	<p>(1) 高さ3メートルを超えて地上に設置する場合は、幅1メートル以下とする。</p> <p>(2) デッキ上に設置する場合は、高さ10メートル以下、幅2.5メートル以下とする。</p> <p>(3) 基壇部壁面線を越えてデッキ上に設置してはならない。</p>	
電柱等利用広告物	電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。	
その他の広告物	<p>(1) 懸垂幕や大型印刷物などを設置する場合は中層部以下とし、建築壁面とのバランスに配慮したフレームを設置する。</p> <p>(2) バナーフラッグなどは照明柱などと併せて積極的に設置し、まちの賑わいを演出する。</p> <p>(3) 自動販売機は、できる限り景観に配慮した色彩とする。</p> <p>(4) 映像表示などの新しいメディアを活用する場合は建築壁面とのバランスに配慮したものとし、賑わいの演出を行う。</p> <p>(5) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は1.5平方メートル以下とするともに、設置する位置を地上から上端まで2.0メートル以下の高さとし、その数は1の建築物あたり1か所以内とするものとする。</p> <p>(6) 音声と連動させて画像、文字等の映像を映し出す場合は、地上又はデッキに接する部分以外の位置には設置しないものとする。</p>	二

突出広告物	<p>(1) 高層部に設置してはならない。</p> <p>(2) 突出幅1.5メートル以下とし、箱型内照式の場合は1.2メートル以下とする。</p> <p>(3) 箱型内照式の下端高さは地上から3.5メートル以上とし、基壇部デッキ上においては、デッキレベルから2.5メートル以上とする。</p> <p>(4) 箱型内照式の表示面の地色は、原則としてマンセル値で明度4以下とする。</p>	二
窓面広告物	<p>(1) 高層部に設置してはならない。</p> <p>(2) 窓面に店舗名称及び会社名称などを表示する場合は、設置当該窓面積の2分の1以下とする。ただし、切り文字式とした場合や掲示板、ショーケースなどで表示する場合は、この限りでない。</p>	二
日除けテント	文字を入れる場合は文字高を0.2メートル以下とし、テント下端に記入するものとする。	二
独立広告物	<p>(1) 高さ3メートルを超えて地上に設置する場合は、幅1メートル以下とする。</p> <p>(2) デッキ上に設置する場合は、高さ10メートル以下、幅2.5メートル以下とする。</p> <p>(3) 基壇部壁面線を越えてデッキ上に設置してはならない。</p>	二
電柱等利用広告物	電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。	二
その他の広告物	<p>(1) 懸垂幕や大型印刷物などを設置する場合は中層部以下とし、建築壁面とのバランスに配慮したフレームを設置する。</p> <p>(2) フラッグなどは照明柱などと併せて積極的に設置し、まちの賑わいを演出する。</p> <p>(3) 自動販売機は、できる限り景観に配慮した色彩とする。</p> <p>(4) 映像表示などの新しいメディアを活用する場合は建築壁面とのバランスに配慮したものとし、賑わいの演出を行う。</p> <p>(5) のほり、立て看板は原則として禁止する。ただし、周辺環境に配慮し、敷地内に設置するもので、入居募集、又は6箇月以内のものは除く。</p> <p>(6) 可動式広告は設置数を1か所とし、高さ1.35メートル、幅及び奥行き0.6メートル以内とする。</p>	二

	適用除外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。</p> <p><u>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</u></p> <p><u>(2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</u></p> <p><u>(3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</u></p> <p><u>(4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</u></p> <p><u>(5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</u></p> <p><u>(6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</u></p> <p><u>(7) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</u></p> <p><u>(8) 区分Bにおいて、令和2年4月1日の時点で基準を超えており、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行うもので、旧景観形成基準に適合する場合</u></p> <p><u>(9) その他市長が認める場合</u></p>
--	------	--

--	--	--	--	--

対象となる屋外広告物と写真イメージ



①屋上広告物



②壁面看板



③壁面広告幕



④枠付懸垂幕



⑤袖看板



⑥窓面広告物



⑦窓裏広告物



⑧広告塔・広告板



⑨バナーフラッグ